資料２－１

（別記第２号様式）　**【未定稿】**

（仮称）北海道こども計画（素案）についての意見募集結果

年　　月　　日

（仮称）北海道こども計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、 ５人（こどもを２人含む。）、５団体から、延べ３３件（案と直接関係がない意見１件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のＡ～Ｅの区分は次のとおりです。

区分	意　見　等　の　反　映　状　況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

【第２　こどもを取り巻く現状】

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
私は現在「核家族世帯」で妻とともに、息子と娘の子育てに奮闘しています。この素案の書きぶりは、私の家庭が「子育て力が低下している家庭」というレッテルを張られているような感覚になり、今後も行政としては、子育てをしている家庭のことなんて、どうせ何も理解してくれないんだろうと落胆しました。そのような核家族家庭にも配慮した文言、理解のある文言を使用することが必要なのではないかと思います。	ご意見の趣旨を踏まえ、「１（２）④　核家族化の」記載内容を修正しました。 A

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
いじめや不登校、非行と被害防止などの困難を有するこどもへの対応や成長を阻害する環境の整備も重要であるが、取組の本旨である学びや体験などを通してこども・若者の成長と自立を支えることは、課題が解消されれば取組の必要性がなくなるものではなく、継続して取り組まなければならない課題。したがって、その趣旨を明らかにするため、冒頭部を次のような記載とするのが適当と考える。 （修文例） 本道の未来を担う青少年の育成は、社会全体で取り組むべき課題。 成長過程でさまざまな学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会をはじめ、私たち道民が一丸となって、取り組んでいくことが重要。	ご意見の趣旨を踏まえ、「２（２）課題」の記載内容を修正しました。 A

【第４　（仮称）「北海道こども計画」策定の考え方】

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
「出生率を全国平均まで引き上げることを目標として」と記されていますが、全国平均まで引き上げることが少子化の克服につながるのか甚だ疑問です。全国平均など何の根拠もない数字にとらわれることなく、少子化克服のための目標設定を求めます。	本計画は、現行の第４期北の大地・子ども未来づくり北海道計画（以下「少子化対策計画」という。）、第２次北海道青少年健全育成基本計画、第２期北海道子どもの貧困対策推進計画の３計画を統合して策定することとしており、少子化対策計画に引き続き、出生率を全国平均へ引き上げることを目標として、道における少子化対策に取り組んでまいります。 B
(1) ①「子どもの権利に関する学習機会の確保」で、「人権教育を展開していきます」「学習機会の確保に取り組みます」と記されていますが、行政職員ふくめ、子どもの育成に関わる大人はもちろん、すべての大人が子どもの権利を理解し実践できるよう、道が先導して研修の機会を設けることを望みます。	本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、「①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「②こどもや若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映」として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしています。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
(1) ①「相談に対応する支援体制の充実」が掲げられています。必要で大切なことと考えますが、行政から独立した第三者機関による相談窓口を設け、その機関から行政や学校等にしっかりとアプローチできるようなオンブズマン制度の設立が必要と考え、その設立を求めます。	相談救済機関や第三者機関については、国は、全国の自治体を対象とした調査を実施しているところであり、道としては、その結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいります。 C
(2) ②「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく」ことは大切な観点です。ただ、自ら意見を述べることができる当事者（子どもや子育て当事者）ばかりではないので、障がいのある人やヤングケアラーなど声を発しづらい人から声をいかに聞くことができるかが肝心と考えます。アドボケイターの育成や活用が必要と考えます。 教育委員会のかかわりを重視し、学校での子どもの声の反映が実現できる取組にすることが望まれます。	本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、②「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく」として、障がいのあるこどもや社会的養護の下で暮らすこども、ヤングケアラーなど声をあげにくいこどもから意見を聴き、道政に反映させる取組を推進するとともに、知事をトップとする北海道こども政策推進本部において関係部局間で情報共有を図るなど、全庁を挙げてこども施策を推進してまいります。 B
子どもが自分の環境について自由に意見を言え、それが改善につながる仕組みを取り入れるべきです。 子どもが意見を表明する機会が形だけのものになり、大人の都合が優先されることが多いです。そのため、子どもの声がしっかり受け止められず、環境の改善につながっていません。 子どもの意見を大切にし、それを実際に活かせる仕組みを作ることが必要です。	子どもの意見を大切にし、それを実際に活かせる仕組みにつきましては、現在制定に向けて検討を進めている（仮称）北海道こども基本条例にこども施策に対するこども等の意見の反映に係る必要な措置を講ずること等を規定することを踏まえ、本計画に具体的な取組を盛り込んでいます。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
○こども・若者の社会参加の推進 こども・若者の意見の表明、交流機会の確保などが並列的に記載されているが、どのような場面でこどもの意見の表明を促進するのか（できるのか）具体的な場面を思い浮かべやすい表現が必要ではないか。例えば、次のように修文することが適当と考える。 （修文例） ・　地域において遊びや文化・スポーツ活動、地域行事など公共活動への参加を推進し、その活動を通してさまざまな世代と交流する機会、意思決定の過程へ参加したり自己の意見を表明する機会を確保し、こどもや若者が個人として尊重される社会の実現を推進する。	本計画では、特定の場面に限定せず、広く意見表明機会等への参加を促進する取組を進めてまいります。 B
(2) ③部活動の地域移行が進んでいますが、これまで学校で行われていた部活動は地域クラブへとその場を移すと共に指導者への謝金や移動による交通費などが家庭の負担になることがあっては、スポーツや文化活動に参加できない家庭もでかねません。道としてその負担を支援することを求めます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 D
(2) ④「子どもの居場所づくりの推進」は必要なことで是非推進してもらいたいと強く思います。とりわけ不登校（登校拒否）児童生徒の居場所づくりは喫緊の課題と考えます。不登校児童生徒の急増が社会問題化していますが、学校での居場所づくりは当然、学校外で安心して自由に過ごせる場所（公設でも民間でも）を道として人的にも財政的にも支援する必要を感じます。	本計画では、不登校を含む全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、身近な地域で様々なニーズやライフステージに応じた多様な居場所づくりに取り組むこととしています。また、推進にあたっては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働しながら、地域全体で取り組むことが必要であることから、市町村の取組を支援するとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進などを計画に位置付け、必要に応じて広域的な居場所づくりに向けた取組を進めることとしています。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
国の子ども大綱　２　ライフステージ別の重要事項 （２）学童期・思春期　（居場所づくり） こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。 とあります。そこで該当番号　８０P 基本的な方針と具体的な取り組みのなか（２）の④ １つ目の〇の １ つ目の「・」で具体的な例を示すために以下のように修正していただきたい。 ・全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設など多様な居場所を持つことができるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、推進します。	本計画は、こども大綱を勘案して策定することとしておりますが、こども・若者の居場所づくりにつきましては、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、推進することとしております。 居場所は、物理的な「場」だけでなく、非常に幅広く多様化していることを踏まえ、本計画の記載では、特定の施設・事業・活動等に限定せず、様々なニーズや特性をもつこども・若者たちが、身近な地域で、それぞれのライフステージに応じた居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりに取り組むこととしています。 ご意見をいただきました施設・活動等につきましては、多様な居場所の一つとして捉えているところであり、引き続き、それぞれの居場所としての性格や機能に応じて、官民が連携・協働しながら、居場所づくりに取り組んでまいります。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
北海道こども計画の Ｐ９０には以下のような記載があります。 ○地域における子育て支援体制等の充実 ・　全てのこども及び子育て家庭が、地域の中で支えられ、孤立することがないよう、市町村 や関係機関と連携しながら、地域における子育て支援体制等の充実に取り組みます。未就 園児とその家族は、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている場合もあるため、こども の育ちの応援や虐待予防の観点から、市町村や関係機関と連携し、地域の実情等を踏まえた様々な子育て支援を推進します。 実際、各基礎自治体において様々な支援体制の構築に努めて頂いていることと存じます。 今後更なる人口減少の進行により、世帯ごとの転居ということも頻繁に起こるのではないかと思われる。そういった場合、生活基盤の弱い若年世帯や単親世帯、また障害児の養育家庭などは、一定程度の行政サービスを必要とすると思われるが、親にその認識がないケースや逆に周辺の人間関係の遮断を目的に転居するケースもあった場合、「予期せぬ事態」が生じる可能性も高いのではないかと存じます。 全ての転居ケースを網羅することは困難ではあると思うが、ハイリスク妊婦や特定妊婦、虐待ケースや特別支援を要する児童の育成世帯などの要支援世帯の情報は、自治体間で適切に引き継がれ共用され、関係機関を含め切れ目の無い支援となるような体制構築（広島県のような世帯情報の一元化）が望まれるのではないでしょうか。	【調整中】
該当番号　９１Ｐ 基本的な方針と具体的な取り組みのなか （３）の⑩　２つめの○のタイトルを修正 ○ 児童館、子ども会、子ども食堂等各活動の促進と修正し同項の２～３行目 ・地域のニーズニ応じた児童館、子ども会、こども食堂等の整備や関係機関相互の～と修正して、具体的な取り組みを明示していただきたい。	本計画は、こども大綱を勘案して策定することとしているところですが、こどもや若者の居場所づくり関係部分につきましては、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の多様なニーズ等を踏まえながら、推進することとしております。計画本文におきましても、児童館に限定した取組内容ではありませんが、タイトル（項目）が限定的な表現となっていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正しました。 A

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
(2) ⑤「いじめ防止」について、いじめを悪と捉えてばかりではいじめをする子の排除という対応になりますが、いじめも成長の一過程と考え指導することを教育機関での常体にしてほしいと思います。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 D
(2) ⑥「不登校のこどもへの支援」について、居場所の確保はもちろんのこと、学校での競争的な教育の在り方を転換し、子どもの声を授業やカリキュラムに生かす取り組みをとおして、わかる授業や楽しい学校づくりが必要不可欠と考えます。 同時に保育士や教諭のゆとりが大切です。人員増と過剰な業務をさせない仕組み作りも同時に進める必要を強く感じます。 家庭にあっても、保護者にとって子育てするうえでの時間的・精神的ゆとりをもてるような事業所等の環境、家庭における父母の共同育児も不可欠ですので、その取組を同時並行で進めることを望みます。	本計画は、こども大綱を勘案し、「不登校のこどもへの支援」や「指針を踏まえた居場所づくり」に取り組むこととしております。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 C
(3) ⑦「社会での子ども・子育て支援の取組推進」は不可欠です。とりわけ市民に子どもの権利を理解してもらい実践してもらうよう周知はあらゆる機会を通じて行うことが必要と考えます。 道が市民団体や非営利団体と共同で子どもの権利周知の取組を行ったり、子育て支援の取組を広げたりすることは重要です。	本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、「①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「②こどもや若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映」として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしています。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
(3) ⑩「望ましい生活習慣確立のための意識啓発」について、誰にとって「望ましい」のか分かりません。これは一方的に子どもに押しつけるのではなく、子どもと大人が話し合って、その中で理解と納得を築いていくことが必要と考えます。	本計画は、こどもの権利を踏まえたこども施策を進めるとするこども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、「①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしており、各種取組についても、こうした考えを踏まえて実施していきます。 B
(3) ⑪「主権者教育とキャリア教育の推進」について、子どもは生まれたときから主権者です。単に選挙権を有する者として投票行動を促すような短絡的な指導でなく、学校教育や過程での政治議論を活発にできる環境づくりこそ必要と考えます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 D
私は、子どもたちの「主権者教育」という視点で大綱を見てみました。 残念ながら、権利の中でも最重要である意見表明をどのように育み社会の一員として権利が行使できる場の設定　参画機会の醸成の具体が見つけられませんでした。 私は、総務省はR6.3月に「主権者教育」に関する取り組み事例集」をリリースしていますが、内容に未成熟さはあるものの、大きな前進という受け止めをしていますこの内容は大綱に作成に反映されるべきものと考えます	本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、「①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「②こどもや若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映」として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしています。 D
(3) ⑫「STEAM 教育」の推進は高校や大学卒業後の企業「人材」育成としか考えられません。道立高校に関しては道単独で少人数教育を可能にする募集定員の変更を行うべきです。 また、「コミュニティ・スクール」の活用が示されていますが、ここにこそ子どもの声が反映されるべきと考えます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 C

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
(3) ⑬「経済的負担の軽減」は急務です。子ども医療費や給食費の無償化は道が率先して行い、基礎自治体と協力すべきです。財源問題になりますが、子育てを安心して行う地域となるには、高校や高等教育の授業料負担も大きな課題です。現在「奨学金」は貸与型が主流ですが、道単独でも給付型を創設するとともに、「奨学金」返済で苦しんでいる若者に事業者と協力して「返済支援」事業を拡充することが求められます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 C
(3) ⑭「出産、幼児期までの切れ間ない保険・医療の確保」は地域の大きな課題です。 各自治体に通常分娩ができる産院と出産前の相談ができる施設が必要です。 産院まで通院すること自体が母体の負担になり、とくに冬期の通院は困難を極めることもあります。地域で安心して出産できるよう、道のイニシアチブの発揮を期待します。 小児科医も減少しています。産院とともに地域にクリニック等が設置できるよう医師の配置等に道の力を発揮してもらいたく思います。学校等で性に関する教育も包括的に行うことができるよう求めます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 いただいたご意見につきましては、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。 C
「こども・子育て支援の取組」は、ア）こどもを支援する取組、イ）子育てを支援する取組、の二つで構成されると考えるが、素案では「こどもを支援する取組」に係る記載は極めて少ない。従って、新たに「○こどもを支援する地域における活動の推進」との柱を立て、次の記載を追加する必要があると考える。 （追加文例） ○こどもを支援する地域における活動の推進 ・家庭や学校、地域社会、行政、事業者等が地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み、異年齢・異世代交流、各種体験活動などを通じて、コミュニケーション能力育成や自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深める。	こどもを支援する取組については、ライフステージを通じた支援に掲載するとともに、青少年期など成長段階ごとの支援については、ライフステージごとの取組に掲載しています。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 ふるさとに対する誇りと愛着、豊かな心を育むには、文化に触れる機会に限らず、地域での幅広い活動に参加することが重要。そのため、次のように修正するのが適当と考える。 （修文例） ・・・　規範意識を育むとともに、地域の文化に触れたり、地域でのさまざまな活動に参加することなどを通して、ふるさとに対する誇りと・・	本計画は、こども大綱を勘案し、「こども・若者の社会参加の推進」として、こども・若者の意見の表明、交流機会の確保、意思決定過程への参加、遊びや文化・スポーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を推進することとしております。 B
「こどもまんなか社会」の実現という目標を考慮すれば、「教育」よりも「学ぶ」「経験する」などがこどもを中心とする見方を表しているのではないか。従って、次のような修正が適当と考える。 （修文案） ⑫地域特性を活かした多様な教育機会の提供 →　地域特性を活かした多様な学びや体験機会の提供 ○家庭及び社会教育への支援の促進 →　家庭や地域での学び・体験活動の促進	こども基本法第２条において、「こども施策」とは、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」とされており、「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれることとされていることから、こども基本法に基づき策定する本計画においては、「地域特性を活かした多様な教育機会の提供」等としているところです。 D
○家庭及び社会教育への支援の促進 青少年の健全育成はさまざまな主体による取組が必要。道として取り組む体験活動の情報提供の対象を、素案のように市町村が行うものに限定せずに、多様な主体が実施する活動に広げるべきで、次のように修正するのが適当と考える。 （修文案） ・・・　学校と地域社会との連携のもと、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動やボランティア活動等の情報提供に努め、こどもたちの積極的な活動等へ参加を支援する。	本計画は、こども大綱を勘案し、「こども・若者の社会参加の推進」として、こども・若者の意見の表明、交流機会の確保、意思決定過程への参加、遊びや文化・スポーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を推進することとしております。 B
○家庭及び社会教育への支援の促進 字句の重複（地域活動や公共活動への参加）があって、わかりにくいため、次のとおり修正するのが適当と考える。 （修文案） 地域社会におけるこどもや若者の地域社会への連帯感や協働の意識を高めるため、各種の地域活動への参加の促進に努めるほか、活動への参加等を通じて地域づくりに貢献する青少年に「北海道青少年顕彰」を実施する。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正しました。 A

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
子どもの健康・保健に関連する箇所には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが子どものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要です。 都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3 助成）の予算化を、道と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。	道では、令和 2 年 4 月に北海道受動喫煙防止条例を施行し、喫煙者は、20 歳未満や妊婦の方がいる場所で喫煙しないよう務める、保護者は養育する 20 歳未満の者に受動喫煙を生じさせないよう努めることとしており、本条例に基づき策定している北海道受動喫煙防止対策推進プラン（以下「受動喫煙防止プラン」という。）により、子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけや 20 歳未満の者等に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施など、具体的施策に取り組んでいるところです。 本計画では、保健・医療・福祉など関連する計画と連携して施策を展開することとしており、子どもを含む受動喫煙の防止に関する具体的な施策については、引き続き、受動喫煙防止プランに基づき取り組んでまいります。 B

【その他】

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
計画素案では、こどもについて「こども」「こども・若者」「青少年」「こどもや若者」などさまざまに表記されている。計画とその取組を理解する上で、表記の使い分けとその考え方を明らかにすることが必要と考える。 こども基本条例（素案）では、「こども」のみ、定義が規定されている。	本計画においては、こどもとはこども基本法に規定する「心身の発達の過程にある者」としておりますが、一方で、施策によって対象となる年齢等が異なることから、ご意見の趣旨を踏まえ、「第８　資料」、「１　用語の解説」に記載しました。 A
道が本当に子どもの権利を根付かせ、子どもの権利をすべての子どもに保障しようとするなら、従前の施策を根本から見直さないとならないことは多々あると思います。子どもの意見を道の様々な施策に位置づけ、未来づくりのパートナーとして子どもたちを考えるなら、保育士や幼稚園や学校の教員１人が担当する子どもの数を少なくして、丁寧に子どもに寄り添う子育て支援や教育が行われる条件整備が急がれます。	本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めており、都道府県はこども大綱を勘案して策定することとされています。 本計画では、こども大綱を勘案し、「①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしています。 　また、市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づき、多様なニーズに対応した教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進するとともに、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する社会全体の意識改革に向けた取組を推進してまいります。 B

（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

意　見　の　概　要	意見に対する道の考え方※
子どもの意見を取り入れた授業や教育課程を編成することが、子どもの意見表明権を尊重し保障することとするなら、現在の学校は子どもにとってなんと息苦しいことでしょう。 こうした状況を転換し、子どもがワクワクするような授業をいかに行うかを教員が本気で取り組める環境を作ることが、とりわけ急がれると思います。 目標を設定し、その目標に向けて道全体で努力することは大切で必要と思いますが、その目標自体が子どもにとって権利保障することになるかを考えた上での「こども計画」となることを切に望みます。	本計画では、教育分野や人口減少対策、保健・医療福祉など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開することとしており、引き続き、関連計画と連携して、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めていきます。 D

問い合わせ先
保健福祉部こども政策局
子ども政策企画課（政策企画係）
電話０１１－２３１－４１１１
内線　２５－７６０